

特記仕様書（点検・保守等）

I. 業務概要

1. 業務名： 県庁舎ほか消防用設備等保守点検業務
2. 履行場所： 県庁舎 岩手県盛岡市内丸10番1号
盛岡地区合同車庫 岩手県盛岡市北山一丁目5番8号
3. 履行期間： 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4. 業務仕様

- (1) 本特記仕様書に記載されていない事項は、建築保全業務共通仕様書(令和5年版)(以下「共通仕様書」という。)、現場説明書及び質問回答書による。
- (2) 業務仕様書(特記仕様書、共通仕様書、現場説明書、質問回答書)に定めがない事項は、施設管理担当者と協議する。
- (3) 消防法・建築基準法・電気設備技術基準ほか関連規定に準拠する。
- (4) 本特記仕様書の表記
各項目に付記した【 】は、共通仕様書における該当項目等を示す。
例：【I1.2.3】第1編1.2.3に該当する項目。

5. 対象業務

本業務の対象業務および範囲等は以下の通りとする。

- (1) 定期点検等及び保守業務 【II 1.1.2~1.1.3】 【II 6.1.1~6.3.6】
・防災設備.....対象設備は別表1、2による。
- (2) 12条点検業務 【II1.2.2】
・防火設備.....対象設備は別表3による。

II. 一般共通事項

1. 一般事項

- (1) 受注者の負担の範囲 【I1.1.3】
業務の実施に必要な施設の光熱水等の費用負担はないものとする。
- (2) 書面の書式及び取扱い【I1.1.5】
業務報告書の書式等は以下により必要に応じ写真等も添付する。
・保守点検業務写真 1部
・消防法17条の3の3に基づく点検結果報告様式 1部(消防署への報告年に該当する場合3部)

- ・建築基準法第12条第4項に基づく定期点検記録 1部
- ・上記の電子データを格納したDVD-R等 1部
- ・その他 施設管理者の承諾するもの

(3) 守秘義務

本業務の実施過程で知り得た秘密を他に漏洩してはならない。

(4) 著作権その他

著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている点検方法等の使用に関しては、その費用負担及び使用交渉の一切を受注者にて行う。

2. 業務関係図書

(1) 業務計画書等

次の書類を作成し、定められた期日までに施設管理担当者の承諾を得ること。

- ・緊急連絡体制 1部
- ・業務工程表 1部
- ・作業計画書【I1.2.2】 1部

なお、作業計画書の作成にあたっては、あらかじめ施設管理担当者と打合せを行った上で作成し、以下の内容を記載すること。

- ① 業務概要
- ② 実施工程表
- ③ 業務体制及び組織票
- ④ 安全管理
- ⑤ 使用機材等（校正が必要な機材については校正証明書を添付）
- ⑥ 業務内容及び手順
- ⑦ 業務管理方法（作業の完了確認、品質の確認、写真撮影要領等）
- ⑧ 緊急連絡体制及び緊急時の対応
- ⑨ その他（作業用電源・水道・トイレの使用等）
- ⑩ 作業員名簿（免状等の写しを添付）

(2) 貸与資料【I1.2.3】

業務の実施に必要な次の関係資料を貸与する。業務終了後は速やかに返却する。

なお、発注者が示した図面に対して相違点があった場合は書面にて報告すること。

- ① 諸官庁提出書類控え（消防用設備等設置届出書）
- ② 設備関連（消火器、屋内消火栓、連結送水管、放水口、放水用器具格納箱、泡消火設備一覧表）
- ③ 点検・検査記録簿関連（・防火設備定期検査記録 ・消防設備点検結果報告書）
- ④ 図書類（・消火器、屋内消火栓配置図 ・各種完成図）

(3) 業務の記録 【I1.2.4】

次の書類を整備し、常時閲覧が可能なように保管を行い、業務終了後に提出する。

- ・施設管理担当者との打ち合わせ記録簿

3. 業務現場管理

(1) 業務責任者【I1.3.2】

本業務の実施に先立ち、次の(2)における法定資格者の中から業務責任者を選任し、氏名、生年月日、経歴書、業務に関する資格者証(写)及び受注者との雇用関係を証明する書類について書面をもって施設管理担当者に通知する。(業務責任者は業務担当者を兼任できる。)

なお、業務責任者に変更があった場合も同様とする。

(2) 法定資格者の選任

本業務の実施に先立ち、業務実施上必要な次の法定資格者を選任し、氏名、生年月日、経歴書及び業務に関する資格を証明するものについて書面をもって施設管理担当者に通知する。

なお、法定資格者に変更があった場合も同様とする。(本業務において必要な資格が重複する資格については、いずれかの資格者を選任することで足りる。)

- ・消防設備士(甲種第1,2,4,5類、乙種第1,2,4,5,6,7類)
- ・消防設備点検資格者(第1種、第2種)
- ・消防設備士第4類(甲種・乙種)又は第7類(乙種)のうち、電気工事士又は電気主任技術者の免状の交付を受けている者。
- ・一級建築士又は二級建築士若しくは防火設備等検査員資格者

(3) 業務条件【I1.3.3】

① 定期点検の実施予定時期(12条点検業務を含む)

- ・上期 5～6月
- ・下期 11～12月

なお、実施日は施設管理担当者と協議の上決定する。

② 定期点検等及び保守業務の実施時間帯(12条点検業務を含む)

- ・平日(開庁日:月曜日～金曜日(祝祭日を除く)) 8時30分～17時15分
- ・休日(閉庁日:土・日曜日及び祝祭日) 8時30分～17時15分

ただし、非火災報・障害故障等が生じた場合はこれによらず、速やかに現地を確認し、原因調査を行う。なお、夜間、休日等においても連絡をとれる体制を確保しておくこと。

4. 業務の実施

(1) 業務担当者【I1.4.1】

本業務の実施に先立ち、3(2)の法定資格者の中から業務担当者を選任し、氏名、生年月日、経歴書、業務に関する資格者証(写)及び受注者との雇用関係を証明する書類について書面をもって施設管理担当者に通知する。

なお、業務担当者に変更があった場合も同様とする。

(2) 行事等への立会い 【I 1.4.5】

以下の行事の立会い及び指導を行う。なお、消火器の放射訓練における訓練用水消火器等、必要な機材の準備及び取り扱い説明は受注者が行う

・岩手県庁舎自衛消防隊地震・火災総合訓練

(3) 業務の報告 【I 1.4.7】

報告書等による報告期限は下記の通り。ただし、緊急性のあるものは適宜報告する。

・定期点検業務：当該施設の点検終了後3週間以内

・12条点検業務：当該施設の点検終了後3週間以内

5. 業務に伴う廃棄物の処理等

(1) 廃棄物等の処理等 【I 1.5.1】

・発生材の保管場所は、施設管理担当者の指示による。(泡消火設備の発生材は除く。)

・泡消火設備の点検に伴う発生材(廃アルカリ)が発生する場合は、受注者を排出事業者と定め、収集運搬から最終処分までの業務を適切に実施するものとする。上記に係る費用は、本業務に含むものとする。

6. 建物内施設等の利用

(1) 駐車場の利用 【I 2.1.3】

・施設管理担当者の指示による。

Ⅲ. 特記事項

本業務の特記事項は以下による。

1. 定期点検等及び保守業務

(1) 一般事項

①保守の範囲【II 1.1.3】

建築保全業務共通仕様書(令和5年版)による。

②支給材料【II 1.1.6】

建築保全業務共通仕様書(令和5年版)による。

③点検の省略【II 1.1.8】

点検・保守が困難な部分等の対応については、事前に施設管理担当者との協議する。

④支障がない状態の確認の実施【II 1.2.3】

支障がない状態の確認の実施は求めない。

(2) 防災設備 : 本業務の作業項目及び作業内容は以下による。

項目	特記事項
消防法関係	消防用設備等【Ⅱ表 6.2.2】 ・消火設備 (・消火器具 ・屋内消火栓設備 ・泡消火設備) ・警報設備 (・自動火災報知設備 ・ガス漏れ火災警報設備 ・非常警報設備) ・避難設備 (・避難器具 (救助袋) ・誘導灯及び誘導標識) ・消火活動上必要な施設 (・排煙設備 ・連結送水管)
建築基準法関係	・防火戸、防火シャッター【Ⅱ表 6.3.3 (A)】

2.12 条点検の実施【Ⅱ1.2.2】

・防火設備 (B: 建築基準法第 12 条に基づく点検)

3. 修繕の実施

以下項目の修繕を実施する。実施時期は施設管理担当者と協議の上、下期定期点検までに実施する。

(1) 誘導灯修繕 (消防署届出検査関係費用を含む)

①階段灯蓄電池交換 FK748 6個、FK840 1個、FK848 1個、FK867 12個

②誘導灯本体交換 B級B L両面型 1台

(2) 各階救助袋誘導ロープ交換 3階～12階 10本

(3) 県庁舎議会棟 2階防火戸上枠擦れ調整 (天井点検口設置費用を含む)

【防火戸上枠擦れ調整参考写真】



別表1 点検対象防災設備一覧(県庁舎)

設 備 名		数 量
消火器具	粉末消火器(蓄圧式) 二酸化炭素消火器(5型)	150本 7本
屋内消火栓設備	加圧送水装置 制御盤 消火栓 起動用スイッチ 表示灯 音響装置 水源 呼水装置 ホース	1組 1面 66組 66個 66灯 66組 1組 1組 1式
泡消火設備	加圧送水装置 起動装置 泡ヘッド 検知ヘッド 制御盤 流水検知装置 圧力スイッチ 一斉開放弁 泡タンク 混合装置 表示盤 手動開放弁 呼水装置 水源	1組 1組 156個 92個 1面 1組 4個 23個 1基 1組 1面 23個 1組 1組
自動火災報知設備	複合防災盤(受信盤)GR型 510回線 副受信機 作動式スポット型感知器 定温式スポット型感知器 煙感知器 炎感知器 アナログ式熱感知器 アナログ式煙感知器 自動試験機能付熱感知器 中継器 発信機 音響装置 電鈴 消火栓起動装置 常用電源 交流 予備電源 電池型	1面 1面 668個 59個 264個 5個 4個 87個 22個 72個 68個 71個 1個 1組 1組
ガス漏れ火災警報設備	検知器 警報付	24個
非常放送設備	増幅器操作部 720W31/40局 スピーカ 音量調節器 遠隔操作器 31/40局	1台 596個 305個 2台

	起動装置 押釦 非常電話 常用電源 非常電源 (増幅器のみ)	3 個 5 組 1 組 1 組
避難器具(救助袋)	斜降式救助袋 3階～12階	各階 1 組
誘導灯及び誘導標備	誘導灯 誘導標識	1 1 9 灯 2 0 7 枚
防火設備	防火戸 ドア式片開き 防火戸 ドア式両開き 防火シャッター 手動式 ブザー	4 6 枚 1 枚 9 枚 9 個
連結送水管	放水用器具格納箱 送水口 放水口 採水口 ホース	5 組 3 組 1 7 組 1 組 1 式
配線	配線	1 式

別表 2 点検対象防災設備一覧 (盛岡地区合同車庫)

設 備 名		数 量
消火器具	粉末消火器 (蓄圧式)	2 1 本
自動火災報知設備	複合防災盤 (受信盤) P型1級 8/10回線 作動式分布型感知器 (空気管) 作動式スポット型感知器 定温式スポット型感知器 発信機 音響装置 電鈴 常用電源 交流 予備電源 電池型 配線	1 面 2 個 7 5 個 5 個 3 個 1 0 個 1 組 1 組 1 式

別表 3 点検対象防火設備一覧 (県庁舎)

防火設備 (防火戸・防火シャッター)	防火戸 ドア式片開き 防火戸 ドア式両開き 防火シャッター 手動式	4 6 枚 1 枚 9 枚
-----------------------	---	---------------------